

## 市の水道を利用せず（地下水等を利用）、下水道（市設置の合併浄化槽を含む）のみを使用している皆さまへ

4月1日から消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料（個別排水処理施設使用料）は、次のとおり改定となります。詳しくは広報なよる2月号同時配布チラシ、または市ホームページを参照ください。  
 （トップページ→くらしの情報・手続→上下水道→平成26年4月分から水道料金・下水道料金が変わります）

=下水道使用料表=

現 行				消費税率引き上げ後	
区 別 用 途	基本排水量	基本料金 (1カ月)	超過料金 1m <sup>3</sup> につき	基本料金 (1カ月)	超過料金 1m <sup>3</sup> につき
一般用	5m <sup>3</sup> まで	690円	200円	710円	206円



=新税率の適用月について=

お住まいの地区により、次のとおり新税率の適用月が異なります。

請 求 月	平成26年4月分	平成26年5月分	平成26年6月分	平成26年7月分～
基本料金	690円	710円	710円	710円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	① 200円	200円	200円	206円
	② 200円	206円	206円	206円

※月ごとの請求額は上の表のとおり「基本料金」と「①または②の超過料金」の合算額になります。

①風連全地区および名寄郊外地区(共和、曙、砺波、瑞穂、内淵、朝日、日彰、旭東、弥生、智恵文)

②上記以外の地区

問い合わせ 上下水道室業務係 (名寄庁舎3階) ☎ 01654③2111 (内線3360~3363)  
 (風連庁舎2階) ☎ 01655③2511 (内線207~209)



## 「Vielen Dank 9000km離れた国で」 目独スポーツ少年団同時交流報告

No.4

フィーレン ダンク…感謝の気持ち

◀ディスカッションメンバーと 風連トランポリン少年団 小林 舞  
記念の一枚

### 「ディスカッション」



私たちは、今回の交流の中で「今、私たちにできる社会貢献～スポーツ活動で何ができるか～」という共通テーマでディスカッションを行いました。

ドイツでは、少年団活動で運営補助を行うと、ポイントがたまり就職に有利になるそうで、積極的に活動している人が日本より多いと感じました。

また、日本において私たちの年齢でのスポーツ活動といえば、部活動が中心であり、勝つことばかりに目がいきがちだなと感じました。

しかし日本の少年団でも、ボランティアとして運営補助を行うことでの人助け、後輩への指導をすることでの後輩の育成など、知らないうちに社

会貢献を行っていることに気がつきました。

ディスカッションを通し、活動(運動)するだけではなく後輩に経験を伝えていく。これが今、私たちができる社会貢献なのではないかと思うようになりました。

この思いを忘れずに、これからも大好きなスポーツを通して少しでも活動していきたいです。



ベルリンでのディスカッション▶